

第5回多賀城市子ども・子育て会議録（要約版）

□日 時 平成26年9月8日（月） 14時から16時30分

□場 所 多賀城市役所3階 第1委員会室

□出席者

委員：増子正会長、磯部裕子副会長、根來宣昭委員、鎌田俊昭委員、川崎秀和委員、中鉢義徳委員、菊地智恵子委員、黒川恵子委員、小柳明子委員、山本宣恵委員、服部典子委員

事務局：菅野保健福祉部長、片山保健福祉部次長、吉田こども福祉課長、伊藤太陽の家園長、沖井志引保育所長、平山子育てサポートセンター所長、佐藤こども福祉課長補佐、徳永こども福祉課主幹、小林こども福祉課主幹、石田こども福祉課副主幹、(株)ぎょうせい

欠席委員：河野優子委員、相澤日出夫委員、大滝淳委員、伊藤光子委員

□次 第

1 開会あいさつ

2 議事

(1) 審議事項

① 「量の見込み」と「確保の方策」について

② 保育の必要性の認定について

(2)

① 次世代育成支援行動計画の平成25年度実施状況報告について

3 その他

4 閉会あいさつ

1 会長あいさつ

皆さん、こんにちは。

朝晩、大分涼しくなってきました。手などを出して寝ていると寒いと感じるようになりました。お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

今朝、家内にススキを取ってきなさいと言われてまして、何故ススキなのかと思ったら、今日はお月見だと。近所の空き地に行きまして、ススキを5本ぐらい切って置いてまいりました。子どものころに、そういえば、よく月見だとかいってお祈りをさせられたななんていうことを思い出しながら、今日来たところです。

今日の会議は、量の見込みと確保の方策について、それから保育の必要性の認定についてということで、4月22日の会議の際に、ニーズ調査の結果をもとにして、それから国の算定基準に従って計算をしていくとサービスの必要量がどの程度必要かということについて、事務局からデータが示されたわけですが、それを多賀城市の実態に即した数字の計算、国が示している計算だけではなく、実態に即した形で修正を加えたのが、今回の必要量の見込みと確保の方策ということで、今回の委員会のすごく大事な部分の会議になると思いますので、皆さんのそれぞれ参加していただいているお立場から、いろいろなお意見をいただきながら進めていければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

2 議事

○会長 それでは議事に入らせていただきます。

審議事項の1番、量の見込みと確保の方策について、事務局から説明をしてください。

(1) ①「量の見込み」と「確保の方策」について

資料1に基づき事務局が説明

【質疑・意見交換】

○会長 ありがとうございます。事務局から、量の見込みと確保の方策についてということで説明をいただきました。

まず、量の見込みについては、事務局のほうからも説明がありましたが、ニーズ調査を行って、その結果、国が決めている算定基準で算定していくと量の見込みというのが出てきました。それはあくまでも機械的に。しかし、委員の皆さんからご質問、ご意見などいろいろいただきまして、機械的に出した数値と、どうも乖離している部分があるのでないかというようなご意見もありまして、確かに事務局が機械的に算定したわけですから、乖離する部分があっても当然だと思います。

その後、事務局のほうで、多賀城市の実態に即したデータを入れて、資料1のほうで括弧書きがされているのが前回のデータ、新たに現状の多賀城市の実態に即して入れたものが括弧のない数値で、比較してわかりやすいようにつくっていただいております。

この量の見込みと確保の方策について、ご意見をいただければと思います。

まず、量の見込みについて、皆さんいかがでしょうか。事務局のほうで、多賀城市の実態に即して量の見込みを算定し直したということです。人口規模も、またそれから、ニーズ調査でちょっと間違っていた部分や、それから補正をかける部分については、補正をかけるその根拠というものも説明がありました。

まず量の見込みについて、皆さんからご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。
○委員 まずは、現在の待機児童がどれぐらいいるのかというのを伺います。それを踏まえて、量の見込みという点で、1つは15ページの一時預かり事業なのですが、定員が日々10人という確保の方策の計算になっていますけれども、土曜日は受入人数が少ないと思うので、こういう単純計算ではいかないだろうと思います。また、数的には間に合うのでしょうかけれども、全体のバランスについてどのように考えていらっしゃるのか。今3園でやっていますけれども、どうバランスをとって、こういう数にしようとしているのかなというあたりの検討が必要なのかなと思いました。

あともう一つ、22ページのショートステイのところなのですが、過不足分ゼロということで、確保の方策という点では、乳児院や児童養護施設と委託契約を結んでというふうに書いてありますが、この根拠というのは、例えば宮城県では児童養護施設など、すごく待機者がいるという状況の中で、緊急にそういう対処ができるのかなというふうなことがあるので、根拠があって書いたのかなというふうに思いました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。事務局からお願いします。

○事務局 それでは、まず最初に現在の待機児童数ですが、9月1日時点の数字が今ございますので、そちらをご紹介させていただきたいと思います。

今ちょうど、つめ草保育園が10月に開所するというので、そちらの調整を行っている最中ですので、すごく動きがある時期ではあるんですが、今現在、つめ草保育園に調整ができていない方を除いた数字をご紹介申し上げたいと思います。

年齢別に申し上げますと、0歳児の待機者数が62名、待機者数も国の基準の待機者数と実待機者数があるのですが、今申し上げているのは、申し込みをいただいている方で、今現在入所されていない方、実待機者数になります。0歳が62名、1歳児が34名、2歳児が26名、3歳児が5名、4歳児が5名、5歳児が1名、合計で133名が9月1日時点、つめ草保育園に利用調整ができていない方を除いた数字ということになります。

2点目のご質問の一時預かり事業についてでございますが、確保の方策の部分について、単純に計算しておりましたので、実情を踏まえて、土曜日の定員が少ないということであれば、実施事業者を確認して、次回までに修正して記載させていただきたいと思っております。

また、一時預かり事業の全体のバランスというお話がございましたが、こちらにつきましては、今現在、一時預かり事業の利用の状況として、保育所に入れない方が定期的に利用しているという実情があって、そのことで定員がいっぱいになっている保育所さんがあるという実情ですので、今回の計画は、そういった保育所のニーズのある方についてはあくまで保育所でニーズを満たしていく、保育所を整備することで、そういった方たちが一時預かり事業を一時避難的に利用しなくても、保育所をご希望されているのであれば、保育所に入っていただけるように計画を立てておりますので、地域的なバランスもそれで解消できるのではないかと考えております。

最後にショートステイの質問でございますが、今現在、ショートステイを受けていただける施設が非常に少ないです。近隣だと仙台市内しかないのですが、乳児院さん、児童養護施設さんが何か所かございます。先ほど委員がおっしゃったように、使いたいときに使えない可能性もありますが、市としては、何かあったときに使える体制を整えるということで、施設さんと初めに契約をしておかないと、必要な時にすぐ使えない可能性があるもので、複数施設と契約することなどで、必要時になるべくお預かりいただけるような方策をとっていきたいと考えています。

○委員 待機児童数が133人ということで、0歳も62名いるというのはすごく驚きで、去年、おとし含めても、10月で100人ぐらいという点でいうと、最高的人数だなというふうに思っているのですが、この待機児童数について、市ではどのように考えているのかというところを聞かせていただきたいと思います。そこからいろいろな事業が進むんじゃないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○会長 事務局よろしいですか。

○事務局 今の待機児童の数からしますと、1つには10月につめ草保育園がオープンをすることで、非常に期待が高まっていて、例年よりは申し込みが増えているという状況が1つあるかなというふうに思っております。例年、やはり4月からどんどん年度中途に申し込みがふえて、新年度の申し込みに向けて右肩上がりになっていくというのは例年の傾向ですが、今回のつめ草保育園を契機にしてぐっと上がったということと、もう一つは育休をとっていらして、復帰をするんだけど、入れたら復帰をするというふうな意向の方も結構多く見られま

す。ですので、とりあえず申し込みをしておいて、入れたらすぐに育休を切り上げるということで、申し込みされる方のニーズも高まってきておりますし、隣の仙台市の状況などを見ますと、認可外保育施設も待機の状態であるというようなことを聞いていますし、全体的に申し込みされる方が多くなってきていることは認識しております。

ただ、どうしても保育に欠けるということだけでなく、皆さんあくまでも選択をされております。ここの保育所にぜひ入りたいというご希望の方も結構多くいらっしゃるの、先ほど申し上げましたとおり、これは本当に申し込みをされた方の数で、国の基準として入りたいけれども入れないという方になるともっと減るのかなと思います。施設整備の方向性も先ほどいろいろ説明させていただきましたけれども、今のところ、そのような施設整備等で解消していきたいと考えております。

○会長 ありがとうございます。よろしいですか。

○委員 今日も保育所の空きが出たので面接を午前中にしたのですが、そのお子さんも兄弟で2年間待っていたということでした。つめ草保育園が待機児解消のためにということで10月1日から開所したのですけれども、潜在的な保育要求というのは深刻ですし、切実だと言えらると思います。ですので、量の見込みのところの方策がいろいろ書いてありますが、11、12ページの0歳や1・2歳のところで、例えば小規模保育のほかに、保育ママをやりたいとか、いろいろな要望が市のほうには出てきていないのかなと思ったり、それから、例えば公立保育所でいうと鶴ヶ谷保育所が10カ月からの受入というふうなことです、こういう状況の中で改善をするとか、待機児の保育所というのをつくっている自治体なんかもあるわけで、計画は計画というふうにしなくて、確保の方向性が必要なのではないかなと思います。

その点で、もう少し具体的に市のほうで答えられる情報とかもあるのであれば、教えていただきたいと思えます。

○会長 事務局いかがでしょうか。

○事務局 例えば、先ほどお話に出た保育ママの話などは、相談に来られている方はいらっしゃいます。そういったことも含めて整備推進として未定ですということでお話をしておりますが、こちらについてもある程度お話が来ているものの中には含まれています。

○委員 どこに含まれているんですか。

○事務局 例えば28年度の地域型保育事業3カ所のところ、先ほど内訳を申し上げましたが、小規模保育事業1カ所と、あとは家庭的保育事業2カ所を見込んで計算をさせていただいております。この中の家庭的保育事業などは、具体的な相談も来ております。

○会長 よろしいですか。

○委員 はい。

○会長 ありがとうございます。

それではほかの委員の方から、先ほど量の見込みについていかがでしょうかという問いかけをしましたが、確保の方策というもの関連しておりますから、量の見込み、それから確保の方策についても皆さんのご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

○委員 まず今回の会議は子育て関連三法に絡んで、多賀城市独自の見方をしていくということで始まったわけですが、この確保の方策などを見ていきますと、どこにピークを持っていつているのか。民間の保育所や、幼稚園も同じだと思いますが、経営的に考えていくと、ピークにあわせて施設を整備していくのか、それともその先にあるもの、2年、3年後には子どもが減少していく、いわゆる供給と需要のバランスが崩れていくわけですよね。その辺については、公立保育所が桜木保育所含めると今度5カ所になるわけですが、そこが調整弁となっていくのかどうか。

例えば、幼稚園も含めて、それだけの施設を整備して、保育士や教諭、先生を確保したあとに、ニーズがどんどん減っていき、需要がなくなったから先生にやめてもらうとか、そういうことになると、地域の活性化ということからも、非常に問題があると思います。

今がピークなのか、それとも大体29年頃には、それこそ消費税10%を見込んで、正式な公定価格、今は仮ですので、29年の公定価格で事業を行う場合に、いわゆる定員を満たさない幼稚園、保育所になってくると、経営的に厳しくなってくると思います。ただ待機児童解消ということで施設整備をしていくと、その先にあるのは、当然需要と供給のバランスが崩れて経営的に厳しくなってくるということもあるので、その辺をよく考えていかなといけないと思います。その辺、見込みとしてはどうなのでしょう。

○会長 事務局いかがでしょうか。

○事務局 こちらの計画は、先ほど申し上げましたとおり、29年度までに待機児童をゼロにするということがまず前提でございます。ですから、それに向けて、今回はそのようにつくらざるを得ないというのが本当のところですが、今、委員おっしゃったことは非常に悩ましい問題でもありますし、実態としては非常に考えなければならない問題だというふうに認識しております。

ただし、先ほどお話がございましたとおり、潜在的保育需要がどの程度のものかというのは非常に測りにくくて、ゼロになれば、また需要が出てきます。保育所に入れるので我慢してい

たものを、自分の自己実現を図りたいとか働きたいということが必ず出てくるので、どの時点で押さえていくかというのは、一度これを国の方策に沿ってつくらせていただいて、毎年度毎年度、需給バランスを見ながら考えていくというふうな形で検討していきたいと考えております。

○会長 今、事務局のほうから、毎年度需給のバランスを見ながらという話がありましたが、これは評価というかモニタリングを1年ごとにされていくということで考えてよろしいですか。

○事務局 はい、こちらは全国的に1年ごと、毎年発表になるものと承知しております。

○会長 わかりました。

そうすると、1年ごとにモニタリングをして、評価をしながら、この計画数値、量の見込みというのも変えていくということですね。

○事務局 計画そのものは5年間として繋げていきますが、その間の実際の方策として検討していくということはあり得るかもしれません。目標数値を変えるのがいつのタイミングなのかは、今の時点ではまだ、策定する前ですので、不明な点がございます。

○会長 しかし、毎年モニタリングを行っていくということですので。委員、いかがでしょうか。

○委員 今、始まったばかりですが、多分、国・県は自治体に任せると言っていますので、法律だけ決めて、あとは各市町村でやりなさいということになると思います。国としてのやり方がいいかどうかは別問題として、ただ、今言われたとおり待機児童をとにかくゼロにすることだと思っておりますが、ただ、一番の問題は、財源が確保されていないわけですよ。これが政治家の話を聞くと10%にしないなんていう人も出ていていますし、計画を実現するために、地方自治体がお金を出さなくちゃいけなくなってくると、大変なことになってくると思います。

いずれしろ、27年、28年は新制度になって、あくまでも仮の公定価格ということですから、その辺、多賀城市もしっかりといろいろなケースを考えてやっていかないと、土壇場に来て、10%に上げません、足りない分は自前でやりなさいと言われると、厳しい問題だと思いますので、その辺もじっくりと見きわめてほしいと思います。

○会長 事務局、よろしくお願いいたします。

そのほか、皆さんいかがでしょうか。

○委員 うちの保育所は伝上山地区で、周りを見る限り老人世帯が多い、子どもは多くない地域だと思います。保育所に入っている0歳児が8人いますけれども、そのうち3人ほどは伝上山におばあちゃんがいるので、仕事で7時過ぎるので、とりあえずおばあちゃんにお迎えを行

ってもらうのに便利なんでという方が3家庭います。

今、0歳児の待機児童が62人、国基準でみると、もう少し減るだろうというお話があったのですが、ちょっと驚きの数なんです。

その確保の方策に、市全体を1つの提供区域として考えてということで、それもそうなんですけれども、いろいろ地域的なものもあると思うんですね。ですから西部地区と東部地区、待機児童の考え方も違ってくると思います。お聞きしたいのは、62人の0歳児の地域的な多いところをお聞きしたいと思います。

それともう一つ、延長保育事業というのは、保育所で実施していますが、6時以上で補助の基本額が幾らで、30分以上1時間で単価が決まっているわけですね。定員の3分の1程度をお願いしたいと、確保の方策にありましたけれども、例えば90人施設で30人でも、いただく補助金というのは同じなんですか。その辺、今後、財源もあるでしょうが、そのお考えはどうでしょうか。

○会長 事務局、お願いします。

○事務局 それではまず待機児童の地域的な偏りということですが、お住まいの場所別の待機者というのは今押さえていないのですが、参考までに申し込まれている保育所の大体近くにお住まいなのかなと考えると、例えば0歳児の待機児童が多いのは、はるかぜ保育園さんであったり、すみれ保育園さん、今回新たにできるつめ草保育園さんというところで、西部地区にある保育所ですので、西部地区のほうが待っていらっしゃる方が多いんじゃないかなという傾向まではわかりますが、詳しい住所地域別の待機児童数までは、今持ちあわせておりませんでした。

また、延長保育の補助金等の話ですが、こちらについては、新制度になって、補助の制度も変わると思われますが、その内容について、まだ国から何も示されていないというのが現状です。国からは、利用料を市や施設ごとに決めるのは変わらないということだけQ&A等で示されていますが、補助金のあり方によって利用料の設定などにも影響がでてくると思いますので、今の段階では、国からの情報を待っている状況です。

○委員 例えば、国のほうで8月頃に試算表を出していたと思いますが、それで見ると、余り今と変わらないような数字かなという感想でした。必要量を確保するために、市の持ち出しの補助金等のお考えはあるでしょうか。

○事務局 延長保育についてでしょうか。

○委員 そうです。

○事務局 今でも市の持ち出しの補助金が幾つかありますが、昨年来、新制度の開始に当たって、その再編についても検討していきたいということを、皆さんにご説明をしているところですが、あわせて、様々な方策を検討していきたいと思っています。ただご承知のとおり、公定価格もまだ明らかになっていませんので、そこまでは至っていないということです。

○委員 6人以上であれば、6人でも30人でも同じ補助金額というのは、私には理解できません。例えば6人の延長保育時間のために、それが0歳が6人であると3対1で保育士を2人配置しなければなりません。3歳以上児で6人であれば1人で十分なわけですので、年齢と人数によって補助金等も考慮していただけるとありがたいです。それが本当だと思います。今後の課題だと思います。

○会長 事務局はそのような意見がございましたのでよろしくお願いします。

○事務局 問題点は承知しております。

○会長 補助金の額がどうなのかというのは、この委員会では何ともしがたいところなので、そういったご意見をいただいたということで、事務局のほうでも関係機関のほうに申し送りいただけるといいと思います。

そのほか、いかがですか。

○委員 11ページ、12ページのところで、小規模保育事業へ移行する施設分は、この認可外保育施設の人数に入っている状態でしょうか。

○事務局 移行予定の施設分については除かせていただいております。

○委員 そうですか。わかりました。

○会長 よろしいですか。そのほか、皆さんいかがでしょうか。

○委員 17ページの放課後健全育成事業についてですが、これは次の子育て会議で具体的になるということですか。ぜひ、1人当たりの必要面積が1.65平米というのも、0歳で動かない子どもの単位と同じですし、40人以下という点では現在とすごくギャップがあると思いますので、実効力のある計画を示していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○会長 事務局いかがでしょうか。

○事務局 こちらは先ほど申し上げましたとおり、次回以降ということで、検討させていただきます。

○委員 11月議会で決まるのですか。

○事務局 12月議会に条例を上程予定です。

○会長 この放課後児童健全育成事業について、例えば、学校、地区によってはものすごく過

密な状態、全員受け入れるから当たり前なのですが、すごく過密な状態ですね。

制度的なことはわからないのですが、例えば小学校は、今、子どもが減っていて空き教室がたくさんあるのでしょうか。

私の住んでいるすぐ近くの小学校は教室がたくさん空いています。各学年が多くて2クラスですので、空いている教室がほとんど教材置き場になっています。

例えば小学校の空き教室があるのであれば、空き教室などを活用はできないのでしょうか。どうしても制度的な縦割りで決まっているのだと思うのですが、何か働きかけをして、まず場所を確保するということはできないのでしょうか。

例えば教育行政の中で、小学校の教室が空いているのであれば、少しそこをお借りするということはできないのかなと、素朴な疑問なのですが。

○事務局 おっしゃるとおりで、我々もそうできたらなと考えております。教育委員会とは現在協議を重ねておりまして、そのようにできないものかと調整をしているところです。

ですが、多賀城市ではあまり余裕教室がありません。おととしぐらいまで県内第一の出生率で、毎年約600人のお子さんがお生まれになるという現状がしばらく続いておりますので、そんなに少子化という状況ではないです。

○会長 私がPTAをやっていた小学校で、いまだに関わらせていて、時々小学校に行くのですが、教室が沢山空いているものですから、他も同じ状況なのかなと思っていました。

○事務局 学校教室を使えばと私どもも思っております。そんなに空いているわけではないという実情でございますが、なお、協議をしていきたいと考えております。

○会長 わかりました。皆さん、他にいかがでしょうか。

○委員 私もこの放課後児童健全育成事業のところを見てすごく驚いたのですが、今の段階で何か具体的な案というのが出ているのか、もしあったら聞かせていただけないでしょうか。

○事務局 こちらは、もちろん建物というハード面の整備も必要ですけれども、それに伴いまして、運営をしてくださる方、人材面の整備も必要になります。

この事業についても国から補助は出ますけれども、保育所とは違って市からの財政面での持ち出しが非常に多い施設になりますし、学校の敷地内に立てるということになれば、その協議が必要ということで、長年課題になってきました。

今のところ考えられることは、まず教育委員会との協議をしておりまして、教室をできれば、使わせていただきたい、もし特別教室で使うのであっても、何とか使わせてほしいとお願いしております。

その協議で一定の結論が出ましたら、次は、やむを得ず建設というふうな形も検討しなければならない。リースでプレハブを借りますと1年間に1,000万以上のお金がずっとかかっていくことになり、校庭を狭くすることにもなります。所々に同じような建物を建てるといのが果たしていいのかどうか、全部建てかえるとしたら、その子供たちはその間どこにいらっしゃるのか、いろいろ芋づる式に検討しなければならない事項がでてきますので、包括的に考えていきたいと考えています。非常に大きな問題であると私たちも認識しています。

○委員　すごい人数なので、大きなものを建てるということをもしかしたら検討されているのかと思いました。

先程保育所のところで話があったように、大きなものを建てると、その後の経営とか、維持費がすごく大きくなってきますし、今後5年を見たときに、子どもが減ってきたときにどのようにしていくのかという問題があると思います。

ただ、この5年間でも多賀城東小学校と城南小学校と山王小学校は著しく多い状態ですよ。ですので、例えばファミリーサポートセンターみたいなところで、ずっと子どもたちを見ていてもいいよというような人たちに何年かの間、自宅で何人かを見てもらうとか、家が近くだったらなお、保護者としては心配なく、顔も知れている同士でしたら預けやすいのかなと思います。ファミリーサポートセンターの人にとってはずっと子どもを見ておかなければいけないので、何人かでペアを組んでもらってとかも考えられと思います。

また、子育て支援事業が新しくなりますので、その事業を活用して、何をを使うと子どもにとって一番いい状況なのかなど、そういった割り振りもできる体制をつくったりとか、幼稚園でも空き教室ができたりしていれば、その地域にいる子どもたちを延長の時間、その幼稚園の先生でなくても、放課後児童健全育成事業として雇った人が、そこで場所を借りて保育をすとかいうことも、もしかしたらできるのではないかなと思います。ある資源をうまく活用する方策のほうが、例えば幼稚園だったらそこに通っていた子がまた幼稚園を使えて嬉しい、先生たちもまた子ども達を見られて嬉しいし、市役所にとっても、子どもにとっても、市民にとってもいい方法というのはいろいろ考えられるのではないかなと思っています。

○事務局　今のアイデアも十分に参考にさせていただきたいと思いますし、実際にそういったことも考えております。

たまたま多賀城市は全てが公立で運営をしておりますが、他の自治体では、自主的にお母さん方が集まって実施しているところに補助金を出しているところも多くあります。そういった方策もあろうかなと思いますし、幼稚園で実際にやっているところもあると伺っており

ます。

今回の支援制度の関係で、幼稚園さんともご縁ができましたので、そういったこともこれから考えられるのかなと思っています。あらゆる方策をとということで、またご意見を頂戴できたらと思います。

○会長 ありがとうございます。

○委員 ファミリーサポートセンターの協力員をしているので、留守家庭児童学級の現状を見ている立場から言わせていただきますと、実際に多賀城小学校や城南小学校などの過密なところに迎えに行くと、本当に芋の子を洗うような中で、先生の声も届かないくらい、プレハブの中はすごい状況です。親としての意見から言わせていただくと、母親たちの中でも、人数が多すぎて、子どもが学級の中には行きたくないというので行かせていないという方もかなりいらっしゃいます。

それ以外にも天真小学校だと、小学校から随分離れた児童館まで行かなくてはいけないし、家と全くの反対方向で、送迎にすごく時間がかかったり、道順がややこしいので行かせないという意見も聞いたことがあります。やはり今の状況は打開しないといけないのではないかと考えて、この間アンケートにも書いたのですが、もう少し利用料金を上げて、運営費を賄えるようにしなければ、今の安い賃金の中で先生方にやりくりしてもらうというのは、もう限界が来ているのではないかと思います。

それに加えて、仙台市が行っているような民間の学童保育なども考えていって、高学年の塾や習い事なども取り入れていけば、塾の教室活用や東北学院大の大学生を活用できると思いますし、そういう形で教育支援にもつながると思います。今の学童の状態は、過密化しているところではいじめ等も聞いたことがありますし、ものがなくなってという話も何度も聞いたことがありますので、養育支援が必要な家庭も多い中で、もう少し手を入れていかないと、非常勤の先生方に任せっぱなしでは限界ではないかなというのが強い思いです。

○会長 事務局から、何かございますか。

○事務局 その現状は重々わかっておりますので、今回の基準をつくるのを機会に、改善を進めていきたいと思っております。

○会長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

○委員 この後の必要性の認定にもかかわると思うのですが、先ほどのお話で、待機者がどこに住んでいて、どこを希望されているかを把握がされていないというお話があったと思うのですが、それはすごく大事なことだと思います。そこに行きたいという理由があつて選んでいら

っしゃる方がどの程度いらっしゃるかということが、お話の中でないと、これに対して、どのような意見を申し上げればいいのかというところがわからないなと思うので、ヒアリングをなさっていないのか、しているけれども、今ここで伝えるものがないのかというのをお聞きしたいなと思いました。

○会長 事務局いかがですか。

○事務局 待機していただいている児童の住所などは当然押さえていますので、今手元にないということです。

○委員 わかりました。あと、NPO法人や一般社団の立場から申し上げますと、石巻や仙台など、いろいろな地域の子育て支援事業のサポートという部分でいろいろ事業をさせていただいていますが、今回の多賀城の方策も含めて、昨年からずっと委員の皆様を交えてお話ししてきていることが、29年度に待機児童をゼロにするために、今これをやっているという回答があったと思うのですが、そのためだけに今こうして集まってご意見をくださいという形になっているのが、正直、多賀城市の場合は、我々NPOの立場としてどうサポートしていったらいいかが、ちょっと見えない感じです。

方策のところも、こういう施設をつくるためにどうしていくかといった、ソフトの面が全く入っていないので、それはこの様に考えていますというお話があるのであれば、そういった部分も計画に入れていただいたほうが、そういったソフトのことも考えていて、この様になっているということで、ある程度判断ができるので、そのような方向で動いているのであれば、こういう部分のサポートを民間のNPOがしなきゃいけないなという判断ができると思いますが、一体、多賀城市としてどういう方向に向かっているのかというのが見えない感じです。

最初に子どもたちを多賀城市としてどうしていくんだということが結局見えていなくて、施設が必要なのもわかりますし、待機児童をなくすのもわかるのですが、その後の小学校の先ほどの学童のことも、多賀城市としてどのように子どもたちやお母さんたちをサポートして、子どもたちをこの地域で育成していくのかというのが、結局全然この資料からも見えなくて、ちょっと残念だなと思いました。個別にこうして問いかけしてお返しいただくのであれば、個別に訪問しているのと同じことになってしまうので、資料の中に、多賀城市としてどのように考えてのこういう中身なのだといいことを入れていただきたいなと思います。次回のお願いになってしまうのですが。

○会長 事務局のほうから回答いただくわけですがけれども、この量の見込みと確保の方策というのは決まっている項目についてのお話だと思います。

ですので、今後、またいろいろな方々のご意見をさらに聞きながら、例えば今意見が出たような、多賀城市はどのような方向を向いているのかというものが、この計画というのに結びついていくのだらうと思います。

今は、とりあえず決められているサービス量をどれだけ確保していかなければいけないのかという、まず見込みをつくらなければいけないというのが今の段階で、今日のお話だと思います。

その後、また、いろいろ皆さんのご意見をいただきながら、例えば、民間の活用をどうしていくのかですとか、そういったお話がこの計画の中に入れ込まれていくのではないかと思います。

今は、国が決めている項目について、ニーズ調査、それから多賀城市の状況に即して見ると、このぐらいのサービス量を確保していかなければいけないという数値を出しているのが、今日の会議だというふうに解釈していただければと思います。

ですので、例えば、妊婦健康診査事業というのが一番最後のページにありますけれども、それではここにはないものとして、多賀城市の場合は、乳幼児医療費助成制度をどこまで伸ばすのかなど、そういったこともすごく大事なことになってくるのではないかと思います。

ただ、それは、今回は量の見込みの項目に入っていないので出ていないということになると思います。

○事務局 まず、次回の会議でお示しする予定ですが、次世代育成支援行動計画、すくっぴープランと多賀城市では呼んでいます、そちらが多賀城市の子育て全般の方向性とかを位置づける計画になります。その中に、今のイメージとしては、事業計画、数値的な部分などが入り込んで、全体の計画になるというイメージで進めています。

ですので、多賀城市としての子育ての方向性であったり、どういった考えで進むのかという部分は、次世代育成支援行動計画の中で示して、それに対してこの事業計画という形になると思います。今回は本当に数値的な資料だけになってしまっていて、その辺が記載できていなかったのですが、全体の計画の中で、そういったソフト面であったり、多賀城市の考え方などもわかるように計画づくりをしていきたいなと思っています。

○会長 いかがでしょうか。方向性などは次世代育成支援行動計画ということで、多賀城市はどのような方向性でこのようにしていきます、そのためにこのようなことをしていきますということが次のステップで出てまいります。よろしいでしょうか。本日は、このサービス量をどのぐらい見込めばいいのかということです。

○委員 ただソフトのことを言っているわけではなくて、これまで毎回ずっとお話をしていたことが、いろいろなことを踏まえて、この数値的なものとか、施設をどうするということに落ち込んでいると思っていたのですが、そういうところがやはり見えないなというところがあったので、全体的な説明みたいなものがあるといいなと思いました。あと細々したことは、お聞きしていけばいいということですよ。わかりました。

○会長 あとは確保の方策という部分について、皆さんから意見をたくさんいただいて、それで次回あたりに事務局案として確保の方策という部分について示してくると思います。

今日は量の見込みについて、まず皆さんのご意見をいただいて、それでどこかもっと修正する必要があるかないか、この量の見込みだけは、最初に決めていかないとそれに対してどうしていかなければいけないということを検討するのに、次に進めませんので、量の見込みについてはこれでよろしいのかどうか、それとも修正の必要があるのかということをご議論いただきたいと思います。

それに加えて、確保の方策というものについては、ご意見をどんどん出していただいて、それを次回に反映させていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員 1つだけ確認させていただきませんか。

29年度までに待機児童をゼロにしなければならないということですね。もししなかったら、何かペナルティーがあるのですか。

○事務局 今のところははっきり示されておりませんし、待機児童ゼロについては、計画策定時のニーズ、それをゼロにする計画をまず立てなさいということです。

○委員 ペナルティーがあるのであれば、それを知らないままで、私たちが話を進めたのではよろしくないと思ってお聞きしました。

○会長 ありがとうございます。それでは、まとめさせていただきますと、4月22日に事務局のほうでお出しいただいた量の見込みの算出が、国で出している算定式に入れたもので機械的に出てきたものでした。

それに対して、皆さんからいろいろご意見をいただきまして、現状に即した形で事務局のほうで修正、補正をしてきたものがきょうの量の見込みということでもあります。ですから、現状に即した形、皆さんのご意見を反映させた形での補正がかけられておるということでもありますので、本日、事務局のほうから示された量の見込みについては、いかがでしょうか。委員の皆様からご承認をいただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 よろしいですか。それではこの量の見込みについてはご承認いただいたということで、ありがとうございます。

確保の方策についてですが、まだまだいろいろなご意見があると思いますので、少し委員の皆さんに考えていただいて、お気づきになったことを事務局のほうに連絡、メールでもファクスでも電話でも結構ですから、確保の方策についてのご意見を事務局のほうに出していただくということではいかがでしょうか。事務局、いつまででしたら受けられますか。

○事務局 9月18日、木曜日でいかがでしょうか。

○会長 わかりました、9月18日の木曜日まで、確保の方策に対して、委員の方々もご意見やアイデアがありましたら、事務局にご連絡をいただくということではよろしいでしょうか。

よろしく願いいたします。

それでは2つ目の審議事項、保育の必要性の認定について、事務局から説明をお願いいたします。

(1) ②保育の必要性の認定について

資料2に基づき事務局が説明

【質疑・意見交換】

○会長 保育の必要性の認定について、事務局から説明していただきました。委員の皆さんからご意見やご質問はありますでしょうか。

○委員 量の見込みの部分では、幼稚園の一時預かり保育も2号認定の中に組み込まれているのですが、仙台市や利府町の一般向けに出したパンフレットには、1号、2号、3号と書いてあって、2号認定部分には全く幼稚園の名前が出てきません。国が出したパンフレットには、確かにそのようになっているのですが、後ろをめくっていくと、幼稚園は市町村の一時預かり保育と私学助成の預かり保育の両方から選択できますとなっています。その説明がないままに仙台市は各区を回って、とにかく認定を受けなさいという説明のようです。

お母さんたちとしてみれば、パートで働いているから2号だと思ってしまいます。ところが幼稚園を利用する場合は1号認定を受けてになります。その辺の説明を、多賀城市の場合は量の見込みを見ても、幼稚園の立場も考えていただいているようなので、ぜひそういった説明をしていただければと思います。

最近調査した市内の幼稚園の預かり保育の利用者が、1日平均が大体130人ぐらいです。その方たちが2号認定を受けて保育所を申し込んで、もし路頭に迷ったら、大変なことになります。

幼稚園の関係者が、仙台市や県にそのような質問をしても答えてくれないようです。2号受けなさいという指導や説明の仕方しかないということです。ぜひ多賀城市では、そういったこととかみ砕いて、一般向けに説明も説明していただければと思います。

○事務局 検討している段階です。

○委員 説明会をするところと、広報に載せて終わりというところもあるそうです。そのときにぜひよろしくお願いします。

○会長 よろしくお祈いします。そのほか、皆さんいかがでしょうか。

○委員 3ページの本市の基準というところで、国の基準に従うということで、1カ月当たり60時間以上で1日につき4時間以上、及び1カ月につき15日以上とするということで書いてありますが、例えばシフト制でお母さんが仕事をしていて、15日より1日欠けてしまった場合どのように考えるのですか。保育短時間ということで、国の基準が出ていますよね。

○事務局 今回決めようとしているのは、1カ月当たり60時間以上で、かつ1日4時間以上の方で、一月に15日以上働いている方が原則的に考えている考え方ですという意味なので、合計で60時間を越えていれば大丈夫です。

○委員 60時間以上あれば、日にちが1日欠けても、どちらかを満たしていれば大丈夫ということですか。

○事務局 そうです。60時間以上にならないと駄目ですが。

○委員 わかりました。あと、次のページの優先利用のところで、本市の考え方ということで、同居親族ということで記載がありますが、この同居親族というのはおじいちゃん、おばあちゃんだと思うのですが、年齢的なものというのはどのようにお考えになりましたか。

○事務局 基本的には今と同じでございまして、現状におきましては、同居親族、同居家族のうち65歳以上の祖父母やおじおばは対象外としておりますので、今回の場合も減点の対象としては、65歳以上の祖父母やおじおばについては対象外と考えております。

○委員 わかりました。それで、65歳未満でも、例えば肩が痛いとか、何か理由があれば、診断書などを出せば点数が上がるということで考えてよいのですか。

○事務局 それらの特殊事情があるとなれば、新たな基準では減点をしないということになるかと思ひます。

○委員 わかりました。

○会長 そのほかいかがでしょうか。

○委員 1つは認定制になると、待機児童というのはどのようなカウントをするのかというこ

とと、もう一つは、保育を行っていく上で、子どもの生活の流れがあるので、この11時間とか8時間というのはどのように考えるのか。例えば多賀城市は、8時半から5時の間に使うというような縛りがあるのかどうか。それがないと、生活の流れがバラバラになって大変だと思います。

3点目は、3ページの本市の基準というところで、保育短時間の欄に、1カ月60時間以上でと明確に書いてあるので、これは国の基準に従わないということなのではないですか。

それから、例えば求職中、育休中については、保育短時間とすると書いてあるのですが、該当する方が多いと、現状の運営費と比べるとダウンするのかなと思います。そういった意味では、現状の単価を維持するという前提が欲しいなと、運営する側としては思うのですが、どうなのでしょう。

○会長 事務局お願いします。

○事務局 まず最初の待機児童の考え方ですが、その考え方というのは今と変わらないのかなと思っております。

○委員 全部、総じてになるのですか。施設給付をもらう施設の保育園や認定こども園とか、施設給付で運営される幼稚園に入れられない人は全て待機児童になるのですか。それとも保育所だけを希望して、そして保育所に入れられない人が待機児ということなのでしょう。

○事務局 すみません。委員が言われた内容がわかりました。そのあたりの待機の考え方というのは国からもまだ示されていません。

保育所だけでしたら、今と同様に待機児童数はわかるのですが、例えば認定こども園などの幼稚園部分は、必ずしも施設への申込み状況を市が把握できないため、そういった方も含めるのかはまだ不明ですし、小規模保育事業なども含めるかどうかという話しになると思いますので。

○委員 そうですね。直接契約になったときに、待機という言葉が適当なのかとったりしてまいいた。

○事務局 まだ明確に示されていないので、確認をさせていただきたいと思います。国から考え方が示されるとお思いますのでお待ちいただければと思います。

それから、3ページの保育短時間の基準の件ですが、保育短時間が1日に8時間までの利用ということで、8時間の利用の部分の国の基準に従うという意味でございまして、48～64時間の範囲に関しては、これは国の基準で市町村が決めなさいということですので、その60時間につきましては、市の独自の基準という意味にとっていただければと思います。

保育標準時間については、現行の考え方を踏襲することになると思うのですが、保育短時間については、各施設によって決めてもよいという国の方針が出ていたと思います。

それにつきましては、今考えていることですが、各施設によって時間帯が違くと大変なのかなと思っています。施設を運営する側もですし、利用者側も勤務している時間も違ったり、さまざまな状況がございますので、コアの時間を決めざるを得ないのかなと短時間の8時間についても思っています。

まだ、実際に何時にするということについては、まだ決定してはおりませんし、何かご意見がありましたらいただきたいと思いますが、基本的には各施設ごとで決めるというよりは、多賀城市の時間として8時間はここからここまでですというような考え方をもったほうがよいのではないかと考えております。

○会長 よろしいですか。

○委員 はい。あと、公定価格についてですが、現行の保育を維持するということが基本だと思います。ですので、保育短時間とか保育標準時間で、現状より運営収入が減るといふようなことがないようにしていただきたいなと思っています。

○会長 事務局から、その点はいかがですか。

○事務局 標準時間と短時間の認定ですが、4月からは基準に沿って定めることになりませんが、4月までの時点で保育所に入っている方については、経過措置としまして短時間の認定に当たる方でも、希望されれば、標準時間で認定ができるということが示されております。

ただ、いつまでということも示されてはおりませんし、あとは兄弟で入所される方の場合に、例えばお兄ちゃんは標準時間で下の子が短時間というアンバランスも生じる可能性があるのですが、どのような対応をすればいいのかということが、まだ国のほうから示されてはおりませんし、適用する公定価格もどうなるかもまだ不明な状況になっています。

○委員 来年度の入所受け付けが11月頃から始まると思いますが、どうするのでしょうか。

○事務局 私たちも、本音を申し上げますと困ってしまっていて、国から早く示していただきたいと思っているのですが、国の動向を見定めて、不都合が生じないように、段取りを進めてまいりたいと思っています。

○委員 他の自治体では、国がはっきりしないので、消費税が10%上がる前までだったら開始を延ばすこともできるというように言われているようですが、そうではなく、このままよくわからないまま進むということですかね。

わからないことが多すぎて、もう9月に入っているのにわからないと言っていていいのかな

とっていました。

○会長 すみません、時間が大分過ぎてしまいましたので、いかがでしょうか。この保育の必要性の認定について、ご承認いただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

では、承認いただいたということで、それでは、次に報告事項、次世代育成支援行動計画の平成25年度実施状況報告について、事務局からお願いします。

(2) ①次世代育成支援行動計画の平成25年度実施状況報告について

資料3に基づき事務局が説明

【質疑・意見交換】

○会長 ありがとうございます。ただいま、たがじょうすくっぴープランの実施状況報告について事務局から説明がありましたが、皆さんから何かご質問などございますか。報告事項ですので、もしご質問等がございましたら、申しわけございませんが、時間も大分過ぎておりますので、事務局のほうに直接ご質問などをさせていただくということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは審議事項、報告事項等、以上で終わりました。その他、事務局のほうからお願いします。

○事務局 それでは前回会議を開いていただいた後の結果報告を、最初にすればよかったのですが、報告させていただきたいと思います。

6月の議会で、地域型保育事業関係の認可と運営の基準の条例を提出いたしまして、議決をいただいたところです。それつきましては、先取り事業ということで、今年度先んじてスタートして、補助制度を活用してスムーズに移行できるような形で事業を進めております。先ごろ協議が整いまして3カ所の事業所さんが認可外保育施設から小規模保育事業に移行する予定で整備されるということになっております。

会議の中で、保育士の数の基準を上げたほうがいいのではないかとか、もう少し厳しくしたらというご意見も頂戴しました。私どもでは、条例は国基準のままつくらせていただきましたけれども、協議の中で自園調理をしていただきたいであるとか、なるべく保育士の数を高めていただきたいということで協議をさせていただいて、皆さん、快くその方向性でやっていきたいというふうな返事を頂戴しているところです。

また、明日から9月の議会が始まりますが、今回は、運営基準についての条例を上げさせて

いただきたいと考えておりました。それと、現在、保育の実施に関する条例というものがございありますが、それを保育料の徴収に係る条例というふうに全部改めまして、議会の了承を得たいと考えておりました。これは内容が特に変わったということではなくて、根拠の法令が変わりまして、保育の実施に関する、先ほどご審議いただきました保育の必要性の部分が、国の法律にもう盛り込まれてしまいましたので、改めて市で定める必要がなくなったということでございます。

確認の基準につきましても、パブリックコメントなどでご意見を頂戴したところですが、本来であればこの会議にご検討いただくべきものだったと思いますが、申しわけございません、先ほどもありましたように国の基準を読み解いて議会に上程するのがやっとなという状況でございまして、そのほとんどが事業者に係る規定でございましたので、今回は割愛させていただくということで、文書をお送りさせていただいたところです。

経過報告としては以上です。

1つだけ、先ほどご質問もありましたが、留守家庭児童学級については12月の議会に上程できるように検討を進めていて、子育て会議のほうにも次回以降、ご審議をいただきたいというふうに考えております。以上です。

○事務局 それでは以上で審議事項、それから報告事項を終わります、その他に入らせていただきます。熱心なご議論ありがとうございました。

先ほど審議事項のところ確保方策について、ご意見があれば、9月の18日までご連絡をいただくことになりましたので、様式は問いませんので、ご連絡いただければと思います。

それから次回の会議の開催予定でございますが、大変お忙しいところ申しわけございませんが、来月末とさせていただきます。10月末を予定しております。内容については、先ほどご審議いただいた確保方策、9月18日まで皆さまからご連絡いただいた内容を踏まえまして、確定案というのをお示しできればと考えております。

それから幼稚園、保育料の利用者負担について、それから留守家庭児童学級の設備及び運営に関する基準案について、次世代育成支援行動計画の骨子についてもお示しできればと考えております。あくまで予定ですが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上で、第5回の多賀城市子ども・子育て会議を終了いたします。皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。